

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第11号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、同号(1)金額の欄に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合 ウに定める額

カ 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 エ(ア)から(ク)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(ク)までに定める額

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号(2)金額の欄に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合 ウに定める額

カ 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 エ(ア)から(ク)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(ク)までに定める額

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第3号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。